○農林水産省告示第千九百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢荒谷裏三の一から三の三まで、四、三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢向小田一〇の一から一〇の六まで、一〇の二七、一〇の二八、一〇の三〇、一〇の三一、一〇の四五、一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の七〇から一一の七四まで、一二の二、字本沢軍沢一の一、四の三、四の四、四の八、九の一、九の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐は、択伐による。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字本沢虚空蔵一八の一（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢荒谷裏三の一から三の三まで、四、三〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字草木沢向小田一〇の一から一〇の六まで、一〇の二七、一〇の二八、一〇の三〇、一〇の三一、一〇の四五、一一の一（次の図に示す部分に限る。）、一一の七〇から一一の七四まで、一二の二、字本沢軍沢一の一、四の三、四の四、四の八、九の一、九の三

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県栗原市花山字草木沢北山一の二（次の図に示す部分に限る。）

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県気仙沼市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　宮城県白石市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁及び白石市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　大阪府河内長野市滝畑一四一三の二、一四二五、一四二九から一四三二まで、一四三五、一四三七、一四三八、一四四三から一四四六まで、一四六一から一四七三まで、一四七四の一、一四七五、一四七六、一四七七の一、一四七八の一、一四八一の一、一四八二の一、一四八三の一、一四八三の二、一四八四の一、一四八四の三から一四八四の八まで、一四八五の一から一四八五の三まで、一四八六の二、一四八七から一五一七まで、一五一八（次の図に示す部分に限る。）、一五一九、一五二〇（次の図に示す部分に限る。）、一五二一（次の図に示す部分に限る。）、一五二二から一五二四まで、一五二五（次の図に示す部分に限る。）、一五二六から一五二八まで、一五三〇から一五四二まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一五四四の一（次の図に示す部分に限る。）、一五四五、一五四六（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大阪府庁及び河内長野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年六月十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　長野県塩尻市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備